

## 行政文書不開示決定通知書

奈良労働局長 印  
(行政機関の長)

平成18年10月26日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

1 不開示決定した行政文書の名称

奈良労働局内の奈良労働基準監督署に奈良県立奈良病院（奈良市平松一丁目30番1号）が平成15年4月1日から同18年10月26日までの間に届け出た労働基準法第36条1項にもとづく協定届（添付文書を含む）のうち最新のもの。

2 不開示とした理由

開示請求にかかる行政文書を保有していないため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は奈良地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課

奈良労働局労働基準部監督課

〒630-8570 奈良市法蓮町387番地

奈良第3地方合同庁舎 電話：0742-32-0204